

# 宗教法人隨心院靈園 使用及び管理細則

## 第1条 (細則の目的)

この細則は、宗教法人隨心院（以下「当院」といいます）が管理運営する靈園の使用及び管理に関し必要な事項を定め、当院靈園の利用の適正化を図ることを目的としております。

## 第2条 (文言の定義)

この細則で「靈園」とは、当院境内及び京都市伏見区内に当院が所有する墓地全体をいいます。

- 2 この細則で「靈園墓地」とは、靈園内の焼骨等を埋葬するために区画された墓地をいいます。

## 第3条 (使用の目的)

当院靈園は、墳墓、慰靈碑及び供養塔等に使用し、これ以外の目的に使用することはできません。

## 第4条 (使用の資格)

当院靈園は、真言宗又は真言宗の教義に理解のある仏教の宗派で、当院が承諾した方に限り使用の資格を有します。

## 第5条 (使用の形態)

法令に定めるところにより所有権の譲渡方式をとらず、永代使用の承諾という方式にてお取り扱いをいたします。

## 第6条 (使用の手続)

当院靈園墓地使用希望者は、「宗教法人隨心院靈園墓地永代使用申込書」に所要事項を記入し、当院が別に定めた永代使用料、靈園墓地管理料、誓約書及び現住所を証明する書類を添えて提出していただきます。

- 2 同条第1項の手続きが完了した時点で当院から「靈園墓地永代使用承諾書」（以下「承諾書」といいます）を発行しますので、その日から当院靈園墓地（以下「墓地」といいます）の永代使用の権利（以下「使用权」といいます）が発生します。

## 第7条 (使用の継承)

当院靈園墓地使用者（以下「使用者」といいます）が死亡その他の事由により変更がある場合は、継承者からその旨を当院所定の書類により届出いただければ使用权は継承されます。

## 第8条 (承諾書の再交付及び訂正)

承諾書を紛失、汚損または承諾書記載事項に変更がある場合は、当院所定の書類により再交付または変更の手続きをとってください。

## 第9条 (使用权の放棄)

使用者が墓地の使用权を放棄する場合は、先に交付した承諾書を添付し、当院所定の書類により届出てください。

- 2 お骨及びその他の遺品がある場合は、使用者の責任において6ヵ月以内に移転し、跡地を原状に復帰していただきます。
- 3 同条第1項により使用权を放棄された場合は、墓地の使用权は、当院に帰属し、既納の永代使用料及び墓地管理料は返還しません。

なお、6ヵ月経過しても移転されない場合は、当院で移転合祀し跡地を現状に復帰します。

## 第10条 (埋葬及び改葬)

当院靈園には土葬することは出来ません。

- 2 墓地には燃骨及び当院が認めた遺品以外埋蔵出来ません。
- 3 埋葬又は改葬をする場合は、当該市町村の発行した埋葬許可書、改葬許可書

又は火葬許可書に承諾書を添付して届出てください。

第11条（使用権の取消）

次の各号に該当した場合は、墓地の使用権を取消す場合があります。

- 一 第3条の目的以外に使用したとき。
- 二 墓地管理費を3年以上滞納したとき。
- 三 使用者が死亡又は使用者の法人が解散し、継承する者がいないとき。
- 四 使用者が当院の承諾を得ないで第三者に譲渡又は賃貸したとき。
- 五 その他法令又はこの細則に違反したとき。

第12条（墓地内の施工）

承諾書交付後、6ヵ月以内に使用権を有する墓地に巻石その他これに類する設備を施設し、墓地の区画を明示してください。

- 2 承諾書交付後、1年以内に同条第1項の墓地に墓碑又は墓石を建立してください。
- 3 同条第1項及び第2項の工事を施工するときは、当院指定の石材店が施工します。ただし、当院指定の石材店以外の石材店による施工を希望される場合は、当院にその旨を届出て承認を得た上で施工してください。

第13条（永代使用料）

墓地の永代使用料は、当院が別に定める額を別に定める方法によりお支払いいただきます。

- 2 使用権を放棄又は取消されても、既納の永代使用料は返還しません。

第14条（墓地管理費）

墓地管理費は、当院が別に定める額を別に定める方法によりお支払いいただきます。

- 2 使用権を放棄又は取消されても、既納の墓地管理費は返還しません。

第15条（霊園の管理）

当院霊園内の各自の使用権を有する区画以外の参道、緑地及びその他の設備等については、当院で責任をもって維持管理します。

第16条（霊園内での祭祀）

当院霊園での祭祀は、当院主催にて執行いたします。当院の許可無く他の寺院等の主催で祭祀を執行しようとした場合は、お断りする場合がありますのでご了承ください。

第17条（事故の責任）

当院の過失による事故以外の事故については、当院はその責任を負いません。

第18条（細則の改正）

関係法令が改正された場合は、この細則を改正することがあります。

第19条（細則に定めのない事項）

この細則各条文に定めのない事項については、当院にて取決めます。

（附則）

- 1 この細則は、平成13年4月1日から施行します。
- 2 この細則は、この細則施行以降に墓地の永代使用の権利を取得された方に適用し、それ以外の方は、なお従前の当院の使用規定によります。

——以上——

真言宗善通寺派

宗教法人 大本山隨心院

〒607-8257 京都市山科区小野御霊町35番地

電話 075-571-0025

FAX 075-572-3690